

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

秀和建设（株）
福島県田村市船引町船引字安久津58

2. 指名停止措置期間

令和5年1月4日から令和5年4月3日まで（3ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事実概要

秀和建设株式会社の元代表取締役は、代表取締役だった令和元年6月～11月にかけて福島県田村市職員（当時）から田村市発注の公共工事の予定価格情報を受けた見返りに飲食接待を提供したとして、令和4年11月4日、贈賄の罪で福島地方検察庁に在宅起訴された。

5. 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準（贈賄）第4号イに該当し、契約の相手方として不相当であると認められるため。

〈工事請負契約指名停止等措置要領〉

別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
(贈賄) 4 次のイ又はロに掲げる者が当該部局の管轄区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第2号に掲げる場合を除く。）。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等	逮捕又は公訴を知った日から 3ヶ月以上9ヶ月以内 1ヶ月以上3ヶ月以内

問い合わせ先
東北森林管理局
秋田県秋田市中通5-9-16
総務企画部 経理課長 柏木健悦 電話 018-836-2070